

平成十七年法律第八十五号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 基本方針（第三条）

第三章 総合効率化計画の認定等（第四条―第七条）

第四章 流通業務総合効率化事業の促進（第八条―第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条―第二十九条）

第六章 罰則（第三十条・第三十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、最近における物資の流通をめぐる経済的社会的な事情の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図ることの重要性が増大するとともに、流通業務に必要な労働力の確保に支障が生じつつあることに鑑み、流通業務総合効率化事業について、その計画の認定、その実施に必要な関係法律の規定による許可等の特別、中小企業者が行う場合における資金の調達、円滑化に関する措置等について定めることにより、流通業務の総合化及び効率化の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 流通業務 輸送、保管、荷さばき、流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下同じ。）その他の物資の流通に係る業務をいう。

二 流通業務総合効率化事業 二以上の者が連携して、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化を図るとともに、輸送網の集約、効率性の高い輸送手段の選択、配送の共同化その他の輸送の合理化を行うことによる流通業務の効率化を図る事業（当該事業の用に供する特定流通業務施設の整備を行う事業を含む。）であつて、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するとともに、流通業務の省力化を伴うものをいう。

三 特定流通業務施設 流通業務施設（トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋をいう。）であつて、高速自動車国道、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地し、物資の搬入及び搬出の円滑化を図るための情報処理システムその他の輸送の合理化を図るための設備並びに流通加工の用に供する設備を有するものをいう。

四 貨客運送効率化事業 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二条第十二号に規定する貨客運送効率化事業をいう。

五 港湾流通拠点地区 第六条第一項の規定により指定された地区をいう。

六 港湾管理者 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項の港湾管理者をいう。

七 第一種貨物利用運送事業 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項の第一種貨物利用運送事業をいう。

八 第二種貨物利用運送事業 貨物利用運送事業法第二条第八項の第二種貨物利用運送事業をいう。

九 外国人国際第二種貨物利用運送事業 貨物利用運送事業法第四十五条第一項の許可を受けて行う事業をいう。

十 一般貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項の一般貨物自動車運送事業をいう。

十一 貨物軽自動車運送事業 貨物自動車運送事業法第二条第四項の貨物軽自動車運送事業をいう。

十二 貨物運送一般旅客定期航路事業 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第五項の一般旅客定期航路事業のうち貨物の運送を行うものをいう。

十三 貨物鉄道事業 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項の鉄道事業のうち貨物の運送を行うもの及び貨物の運送を行う同法第七条第一項に規定する鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものをいう。

十四 貨物軌道事業 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道事業のうち貨物の運送を行うものをいう。

十五 トラックターミナル事業 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）によるトラックターミナル事業をいう。

十六 倉庫業 倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第二条第二項の倉庫業をいう。

十七 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからニまでに掲げる業種及びホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ロ 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ハ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ニ 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ホ 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

ヘ 企業組合

ト 協業組合

チ 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

十八 食品等生産業者等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 食品等（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第二条第一項の食品等をいう。）の生産又は販売の事業を行う者

ロ 農業協同組合その他の農林水産省令で定める法人でイに掲げる者を直接又は間接の構成員とするもの

ハ 卸売市場を開設する者

第二章 基本方針

第三条 主務大臣は、流通業務総合効率化事業の実施に関し、基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 流通業務の総合化及び効率化の意義及び目標に関する事項

二 流通業務総合効率化事業の内容に関する事項

三 流通業務総合効率化事業の実施方法に関する事項

四 港湾流通拠点地区に関する事項

五 中小企業者が実施する流通業務総合効率化事業に関する事項

六 その他流通業務総合効率化事業の実施に当たって配慮すべき重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、環境大臣に協議するとともに、前項第五号に係る部分については中小企業政策審議会の意見を聴くものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第三章 総合効率化計画の認定等（総合効率化計画の認定）

第四条 流通業務総合効率化事業を実施しようとする者（当該流通業務総合効率化事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。以下「総合効率化事業者」という。）は、共同して、その実施しようとする流通業務総合効率化事業についての計画（以下「総合効率化計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、その総合効率化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 総合効率化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 流通業務総合効率化事業の目標

二 流通業務総合効率化事業の内容

三 流通業務総合効率化事業の実施時期

四 流通業務総合効率化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 流通業務総合効率化事業に係る貨物利用運送事業法第十一条（同法第三十四条第一項において準用する場合を含む。）又は鉄道事業法第十八条に規定する運輸に関する協定を締結するときは、その内容

六 流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業に該当するものを実施するときは、その関係地方公共団体

三 総合効率化計画には、前項各号に掲げる事項のほか、流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の整備に関する次に掲げる事項を記載することができる。

一 当該特定流通業務施設の政令で定める区分の別並びに規模、構造及び設備その他の当該特定流通業務施設の整備の内容

二 当該特定流通業務施設の用に供する土地の所在及び面積

三 その他主務省令で定める事項

四 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その総合効率化計画が次の各号のいずれにも適合するものと認めるときは、その認定をするものとする。

一 総合効率化計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 総合効率化計画に記載された事項が流通業務総合効率化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 総合効率化計画に記載された事業のうち、第一種貨物利用運送事業に該当するものについては、当該事業を実施する者が貨物利用運送事業法第六条第一項各号（第五号を除く。）のいずれにも該当しないこと。

四 総合効率化計画に記載された事業のうち、第二種貨物利用運送事業（外国人国際第二種貨物利用運送事業を除く。以下この号において同じ。）に該当するものについては、当該事業を実施する者が貨物利用運送事業法第二十二各号のいずれにも該当せず、かつ、その総合効率化計画に記載された第二種貨物利用運送事業の内容が同法第二十三各号に掲げる基準に適合すること。

五 総合効率化計画に記載された事業のうち、一般貨物自動車運送事業に該当するものについては、当該事業を実施する者が貨物自動車運送事業法第五各号のいずれにも該当せず、かつ、その総合効率化計画に記載された一般貨物自動車運送事業の内容が同法第六各号に掲げる基準に適合すること。

六 総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物運送一般旅客定期航路事業に該当するものについては、その総合効率化計画に記載された貨物運送一般旅客定期航路事業の内容が

海上運送法第四条各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該事業を実施する者が同法第五各号のいずれにも該当しないこと。

七 総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物鉄道事業に該当するものについては、その総合効率化計画に記載された貨物鉄道事業の内容が鉄道事業法第五各号に掲げる基準に適合し、かつ、当該事業を実施する者が同法第六各号のいずれにも該当しないこと。

八 総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軌道事業に該当するものについては、その総合効率化計画に記載された貨物軌道事業の内容が軌道法第三条の特許の基準に適合すること。

九 総合効率化計画に記載された事業のうち、トラックターミナル事業に該当するものについては、当該事業を実施する者が自動車ターミナル法第五各号のいずれにも該当せず、かつ、その総合効率化計画に記載されたトラックターミナル事業の内容が同法第六各号に掲げる基準に適合すること。

十 総合効率化計画に記載された事業のうち、倉庫業に該当するものについては、当該事業を実施する者が倉庫業法第六条第一項各号のいずれにも該当しないこと。

十一 総合効率化計画に記載された事業のうち、貨客運送効率化事業に該当するものについては、その総合効率化計画に記載された貨客運送効率化事業の内容が、関係地方公共団体が実施する地域公共交通（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二条第一号に規定する地域公共交通をいう。）に関する施策と調和したものであること。

十二 総合効率化計画に前項各号に掲げる事項に記載されている場合には、同項の特定流通業務施設の立地、規模、構造及び設備が同項第一号の区分に従い主務省令で定める基準に適合すること。

五 流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業（地域公共交通計画（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第五条第一項に規定する地域公共交通計画をいう。以下同じ。）に定められたものに限る。）に該当するものが記載された総合効率化計画に対する前項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは、「次の各号（第十一号を除く。）」とする。

六 国土交通大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、総合効率化計画に記載された事業のうち外国人国際第二種貨物利用運送事業に該当するものについては、その総合効率化計画の認定において、国際約束を誠実に履行するとともに、国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業の分野において公正な事業活動が行われ、その健全な発達が確保されるよう配慮するものとする。

七 国土交通大臣は、軌道法第三条の特許を要する事業が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、運輸審議会に諮るものとする。

八 国土交通大臣は、総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下この項において同じ。）に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する都道府県公安委員会に、それぞれ意見を聴くものとする。ただし、道路管理者の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令で定める場合、又は都道府県公安委員会の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

九 国土交通大臣は、流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業（地域公共交通計画に定められたものを除く。）に該当するものが記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体に意見を聴くものとする。

十 主務大臣は、第三項各号に掲げる事項が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見を聴くものとする。

十一 国土交通大臣は、第三項各号に掲げる事項（港湾流通拠点地区において同項の特定流通業務施設の整備を行うものに係るものに限る。第十三項において同じ。）が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該港湾流通拠点地区を指定した港湾管理者に協議し、その同意を得るものとする。

十二 国土交通大臣は、流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業に該当するものが記載された総合効率化計画について第一項の認定を

したときは、遅滞なく、その旨及び当該総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

十三 国土交通大臣は、第三項各号に掲げる事項が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該港湾流通拠点地区を指定した港湾管理者に通知するものとする。

十四 第一項の認定に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（総合効率化計画の変更等）

第五条 前条第一項の規定による総合効率化計画の認定を受けた総合効率化事業者（以下「認定総合効率化事業者」という。）は、当該認定に係る総合効率化計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

二 主務大臣は、前条第一項の認定に係る総合効率化計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定総合効率化計画」という。）が同条第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従って事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

三 国土交通大臣は、流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業（地域公共交通計画に定められたものに限る。）に該当するものが記載された認定総合効率化計画の認定を前項の規定により取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

四 前条第四項から第十四項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、同条第七項中「軌道法第三条の特許」とあるのは、「軌道法第十六条第一項（軌道の譲渡に係る部分に限る。）若しくは第二十二條ノ二の許可又は同法第二十二條の認可」と読み替えるものとする。

（港湾流通拠点地区）

第六条 港湾法第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、基本方針に基づき、臨港地区（同条第四項の臨港地区をいう。）及び港湾区域（同条第三項の港湾区域をいう。）内の公有水面の埋立てに係る埋立地（公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第二項の竣功認可の告示があった日から一定期間を経過したもの

の他の国土交通省令で定めるものを除く。）のうち、貨物取扱量、港湾施設（港湾法第二条第五項の港湾施設をいう。）の整備の状況、土地利用の動向等を勘案し、特定流通業務施設の立地を促進するために適当と認められる地区を港湾流通拠点地区として指定することができる。

2 港湾管理者は、港湾流通拠点地区を指定したときは、遅滞なく、当該港湾流通拠点地区の区域を公示するとともに、当該区域を国土交通大臣に通知するものとする。当該区域を変更したときも、同様とする。

（特定流通業務施設の確認）

第七条 総合効率化事業者が実施する流通業務総合効率化事業の用に供するため特定流通業務施設を整備しようとする者は、当該整備しようとする特定流通業務施設の計画が第四条第四項第十二号の主務省令で定める基準に適合するものであることについて、主務省令で定めるところにより主務大臣の確認を申請することができる。

2 主務大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る計画が第四条第四項第十二号の基準に適合すると認めるときは、確認をするものとする。

3 前項の確認に係る特定流通業務施設（同項の確認を受けてから主務省令で定める期間を経過していないものに限り。）を利用して実施する総合効率化計画に対する第四条（第五条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第四条第四項中「次の各号」とあるのは、「次の各号（第十二号を除く。）」とする。

第四章 流通業務総合効率化事業の促進（貨物利用運送事業法の特例）

第八条 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、第一種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第三条第一項の登録若しくは同法第七条第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 第一種貨物利用運送事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、

第一種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第七条第一項の変更登録を受け、又は同条第三項若しくは同法第十四条第二項若しくは第十五条の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。

3 認定総合効率化事業者が事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて政令で定めるもの又は一般社団法人（以下「組合等」という。）である場合にあっては、当該認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従つて行う第一種貨物利用運送事業であつて荷主を認定総合効率化事業者たる組合等の構成員に限定して行うものについては、貨物利用運送事業法第八条第一項及び第九条（同法第十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

4 認定総合効率化事業者たる第一種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法第三条第一項の登録を受けた者をいう。）が認定総合効率化事業者たる他の運送事業者と認定総合効率化計画に従つて同法第十一条に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同条の規定による届出をしたものとみなす。認定総合効率化計画に従つてこれを変更したときも、同様とする。

第九条 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、第二種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第二十条若しくは第四十五条第一項の許可若しくは同法第二十五条第一項若しくは第四十六条第二項の認可を受け、又は同法第二十五条第一項若しくは第四十六条第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 第二種貨物利用運送事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、第二種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第二十五条第一項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第一項若しくは第四十六条第二項の認可を受け、又は同法第二十五条第三項、第三十一条、第四十六条第四項若しくは第四十八条の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

くは第四十八条の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

3 認定総合効率化事業者が組合等である場合にあっては、当該認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従つて行う第二種貨物利用運送事業であつて荷主を認定総合効率化事業者たる組合等の構成員に限定して行うものについては、貨物利用運送事業法第二十六条第一項及び第二十七条（同法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

4 認定総合効率化事業者たる第二種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法第二十条の許可を受けた者をいう。）が認定総合効率化事業者たる他の運送事業者と認定総合効率化計画に従つて同法第三十四条第一項において準用する同法第十一条に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同項において準用する同条の規定による届出をしたものとみなす。認定総合効率化計画に従つてこれを変更したときも、同様とする。

（貨物自動車運送事業法の特例）

第十条 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、一般貨物自動車運送事業についての貨物自動車運送事業法第三条の許可若しくは同法第九条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 一般貨物自動車運送事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、一般貨物自動車運送事業についての貨物自動車運送事業法第九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項若しくは第三十一条第一項の認可を受け、又は同法第九条第三項若しくは第三十二条の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

3 認定総合効率化事業者が組合等である場合にあっては、当該認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従つて行う一般貨物自動車運送事業であつて荷主を認定総合効率化事業者たる組合等の構成員に限定して行うものについて

は、貨物自動車運送事業法第十条第一項及び第十一條の規定は、適用しない。

第十一条 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軽自動車運送事業についての貨物自動車運送事業法第三十六条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定により届出をしたものとみなす。

2 貨物軽自動車運送事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軽自動車運送事業についての貨物自動車運送事業法第三十六条第一項後段、第三項又は第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により届出をしたものとみなす。

（海上運送法の特例）

第十二条 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物運送一般旅客定期航路事業についての海上運送法第三条第一項の許可若しくは同法第十一条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 貨物運送一般旅客定期航路事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第五条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物運送一般旅客定期航路事業についての海上運送法第十一条第一項若しくは第十八条第一項、第二項若しくは第四項の認可を受け、又は同法第十二条第三項若しくは第十六条第一項若しくは第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

（鉄道事業法の特例）

第十三条 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物鉄道事業についての鉄道事業法第三条第一項の許可若しくは同法第七条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をし

条第一項	
第一号	
第二十五	この節若しくは流通業務総合効
条第一項	率化促進法
第三号	
第三十二	流通業務総合効率化促進法第二
条第二号	十条第二項の規定により読み替
第三十二	えて適用する第二十三条第一項
条第三号	流通業務総合効率化促進法第二
条第三号	十条第二項の規定により読み替
四	えて適用する第二十四条

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構）による流通業務総合効率化事業の推進）

第二十条の二（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、流通業務総合効率化事業を推進するため、次の業務を行う。）

- 一 認定総合効率化事業の実施に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に関連して必要な調査を

2 機構は、前項第一号に掲げる業務を行う場合には、国土交通大臣の認可を受けて定める基準

に從わなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による認可をし、
よくとずるときは、財務大臣、農林水産大臣及び
経済産業大臣等に協議しなければならない。
(都市計画法等による処分についての配慮)

第二十一条 国の行政機関の長又は都道府県知事
は、特定認定総合効率化計画に記載された事業

(以下「特定認定総合効率化事業」という。)の実施のため都市計画法(昭和四十三年法律第百号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定認定総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

第二十二條 国の行政機関の長又は都道府県知事（工場立地法による事務の実施に）についての配属は、特定認定総合効率化事業についての工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）に規定する事務の実施に当たっては、当該特定認定総合効率化事業の実施が環境への負荷の低減に資する

ることに鑑み、当該特定認定総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

第二十三条 国及び都道府県は、認定総合効率化事業に必要な資金の確保又はその融通のあつせ

第二十四条 認定総合効率化事業者の取引の相手

第二十五条 国及び地方公共団体は、流通業務の

2 国及び都道府県は、認定総合効率化事業者に
対し、認定総合効率化事業の適確な実施に必要

第二十六条 主務大臣は、認定総合効率化事業者

第二十七條 この法律における主務大臣は、政令で定めるところにより、国土交通大臣、経済産業大臣及び労働大臣とする。

（都道府県が処理する事務）
第二十八条 この法律に規定する主務大臣の権限

（権限の委任）

第二十九条 この法律による主務大臣の権限は、

第三十条 第二十六条の規定による報告をせず、

使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為

土交通大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、そ

附則抄

第二条 中小企業流通業務効率化促進法（平成四

第三条 前条の規定による廃止前の中小企業流通業務効率化促進法第四条第一項の認定を受けた

第四条 この法律の施行前にした附則第二条の規定による廃止前の中小企業流通業務効率化促進

は、なお従前の例による。

がある」と認めるときは、この法律の規定について、

この法律は、会社法の施行の日から施行す

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二十三年三月三十一日法律第九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則 (平成二十三年六月二十四日法律第七四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 (平成二十七年五月二十七日法律第二九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条(中小企業信用保険法附則に一項を加える改正規定を除く。)並びに附則第五条から第十二条まで及び第十五条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二八年五月一三日法律第三六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(以下「旧法」という。)第四条第一項の認定(旧法第五条第一項の変更の認定を含む。)を受けた旧法第四条第一項に規定する総合効率化計画については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第三条 前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第七條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成三〇年六月二二日法律第六二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 一次条並びに附則第五条、第八条、第九条及び第三十二条の規定 公布の日
 (中心市街地の活性化に関する法律等の一部改正に伴う経過措置)

第二十八條 附則第七条第一項の規定により新食品等流通法第十六条第一項の規定による指定を受けたものとみなされた旧機構は、新食品等流通法第十七条各号に掲げる業務及び旧債務保証業務等のほか、次の各号に掲げる規定により施行日前に旧機構が締結した債務保証契約に係る当該各号に定める規定に掲げる業務及びこれに附帯する業務(以下この条において「旧特例債務保証業務等」という。)を行うものとする。この場合において、旧特例債務保証業務等は、新食品等流通法の適用については、新食品等流通法第十七条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務とみなす。

一 及び二 略

三 附則第二十二條の規定による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二十條第一項(第一号に係る部分に限る。) 同号

(罰則に関する経過措置)
第三十一條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第三十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (令和二年六月三日法律第三六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定及び附則第九条中独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号) 附則

第十一条第二項第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前にされた流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第一項の認定の申請(第三条の規定による改正後の同法第二条第四号に規定する貨客運送効率化事業に相当する事業が記載された同項に規定する総合効率化計画に係るものに限る。)であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていらないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

2 施行日前に流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第一項の認定(同法第五条第一項の変更の認定を含む。)を受けた同法第四条第一項に規定する総合効率化計画(前項に規定する事業が記載されたものに限る。)の変更の認定及び認定の取消し並びに当該総合効率化計画に関する報告の徴収については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第四条 施行日前にした行為及び前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)
第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、情報通信技術その他の先端的な技術の活用が地域における旅客の運送に関するサービスの向上に重要な役割を果たすことに鑑み、この法律の施行後適当な時期において、当該サービスの利用者の利便の増進に資する多様な情報共有を図るための基盤の整備、情報通信技術を活用した運賃及び料金の支払の円滑化の促進その他の当該サービスの提供に係る先端的な技術の活用に関する施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 (令和五年五月二二日法律第二四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第六條、第七條、第十三條、第十四條及び第十六條から第十八條までの規定、附則第十九條の規定(外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号) 第六條第二項の改正規定(「第二十三條」を「第二十一条の五」に改める部分に限る。))を除く。)、附則第二十一条の規定、附則第二十二條の規定(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号) 第十二條第二項の改正規定を除く。)、附則第二十三條の規定、附則第二十四條の規定(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号) 第二十七條の五第二項の改正規定(「第十五條第一項」を「第十六條第一項」に改める部分に限る。))、同法第二十七條の十九の改正規定(「第十五條」を「第十六條」に改める部分に限る。))及び同法第三十五條第二項の改正規定(「第十五條第一項」を「第十六條第一項」に改める部分に限る。))を除く。)、附則第二十五條の規定(観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号) 第十三條第二項の改正規定(「第二十三條」を「第二十一条の五」に改める部分に限る。))を除く。)、附則第二十七條及び第二十八條の規定、附則第二十九條の規定(文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和二年法律第十八号) 第八條第二項の改正規定(「第二十三條」

を「第二十一条の五」に改める部分に限る。）を除く。）並びに附則第三十条及び第三十一条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和六年五月一日法律第二三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第三項第一号の改正規定及び附則第七条の規定 公布の日

二 第一条中流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二十条の二第一項第一号の改正規定並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第十五条第一項の改正規定（「、貸付け」を「、出資の決定及び貸付け」に改める部分に限る。） 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

三及び四 略

五 第二条及び第五条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。